五　当該試験研究の実施場所
六　当該試験研究の用に供される設備の明細
七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

2　施行令第二十七条の五第二項第三号に規定する財務省令で定める要件は、研究開発型新事業開拓事業者（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二条第三号に掲げるものをいう。）であること（当該新事業開拓事業者（同項第三号に規定する新事業開拓事業者をいう。）と共同して行う試験研究又は当該新事業開拓事業者に委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第五項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとして当該新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限る。）とする。

3　施行令第二十七条の五第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の五第二項第三号に規定する特定新事業開拓事業者（第十六項第三号及び第二十一項において「特定新事業開拓事業者」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

4　施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一　研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）から同法第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る。）に限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号及び第三号において同じ。）が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る。）　当該研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次号及び第三号において同じ。）として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し
二　国立大学等成果活用促進事業者（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第八号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第七号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。）　当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し
三　公立大学成果活用促進事業者（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人から同法第二十一条第二号ハに掲げる出資を受ける同号ハに規定する者に該当する法人（当該公立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額が五億円未満であるもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学成果活用促進事業者に限る。）　当該公立大学成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該公立大学法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

5　施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一　国立大学法人法施行令第三条第二項第一号に掲げる事業として行う研究開発
二　地方独立行政法人法施行令第四条第二項第二号ロに掲げる研究開発

6　施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究が施行令第二十七条の五第二項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第十七項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
五　当該試験研究の実施場所
六　当該試験研究の用に供される設備の明細
七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法